

受付印	令和 年 月 日 殿	法人番号	この申告の基礎となる申告書の修正・決定による。	申告年月日
所在地	事業種目	期末現在の資本金の額又は出資金の額(解散日現在の資本金の額又は出資金の額)	同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの	非中小法人等
法人名	期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額	期 末 現 在 の 資 本 金 等 の 額		

業 所 得 割	摘 要	課 税 標 準	税率(%)	税 額	注 意 事 項
業 所 得 割	所得金額総額(67-68)又は別表5(27)				(1) (使途秘匿金額等) 法人税法の規定によって計算した法人税額
	年400万円以下の金額(28)	0.00		0.00	(2) 試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額
	年400万円を超え年800万円以下の金額(29)	0.00		0.00	(3) 還付法人税額等の控除額
	年800万円を超える金額(30)	0.00		0.00	(4) 退職年金等積立金に係る法人税額
	計(28+29+30)(31)	0.00		0.00	(5) 課税標準となら法人税額又は個別帰属法人税額(1)+(2)-(3)+(4)
	軽減税率不適用法人の金額(32)	0.00		0.00	(6) 2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額は個別帰属法人税額
	付加価値額総額(33)				(7) 法人税割額(5)又は(6)×100%
	付加価値額(34)	0.00		0.00	(8) 道府県民税の特定寄附金税額控除額
	資本金等の額総額(35)				(9) 外国関係会社等に関する特別控除等相当額又は特別控除対象所得等相当額の控除額
	資本金等の額(36)	0.00		0.00	(10) 外国の法人税等の額の控除額
取 入 割	収入金額総額(37)				(11) 仮装経理に基づく法人税割額の控除額
	収入金額(38)	0.00		0.00	(12) 差引法人税割額(7)-(8)-(9)-(10)-(11)
	合計事業税額(31)+(34)+(36)+(38)又は(32)+(34)+(36)+(38)(39)			0.00	(13) 既に納付の確定した当期分の法人税割額
	事業税の特定寄附金税額控除額(40)				(14) 租税条約の実施に係る法人税割額の控除額
	差引事業税額(39)-(40)(41)	0.00		0.00	(15) この申告により納付すべき法人税割額(12)-(13)-(14)
	租税条約の実施に係る事業税額の控除額(42)				(16) 算定期間において事務所等を有していた月数
	均等割(43)				(17) 円×(96/12)
	所得割(46)	0.00		0.00	(18) 既に納付の確定した当期分の均等割額
	資本割(48)	0.00		0.00	(19) この申告により納付すべき均等割額(17)-(18)
	④のうち見込納付額(50)	差 引(45)-(50)			(20) この申告により納付すべき道府県民税額(15)+(19)

特別法人事業税又は地方法人特別税	摘 要	課 税 標 準	税率(%)	税 額	注 意 事 項
特別法人事業税又は地方法人特別税	所得割に係る特別法人事業税額又は地方法人特別税額(52)			0.00	(21) ②のうち見込納付額
	取入割に係る特別法人事業税額又は地方法人特別税額(53)			0.00	(22) 差 引(20)-(21)
	合計特別法人事業税額又は地方法人特別税額(52)+(53)(54)			0.00	(23) 特別区分の課税標準額
	仮装経理に基づく特別法人事業税額又は地方法人特別税額の控除額(55)			0.00	(24) 同上に対する税額(23)×100%
	既に納付の確定した当期分の特別法人事業税額又は地方法人特別税額(56)	0.00		0.00	(25) 市町村分の課税標準額
	この申告により納付すべき特別法人事業税額又は地方法人特別税額(57)-(56)(58)	0.00		0.00	(26) 同上に対する税額(25)×100%
	差 引(58)-(59)(61)				(27) 中間納付額
	所得金額(法人税の明細書(別表4)の(34))又は個別所得金額(法人税の明細書(別表4の2付表)の(42))				(28) 還付を受けようとする金融機関及び支払方法
	損金の額又は個別帰属損金額に算入した所得税額及び復興特別所得税額(63)				(29) 法人税の期末現在の資本金等の額又は連結個別資本等の額
	損金の額又は個別帰属損金額に算入した海外投資等損失準備金勘定への繰入額(64)				(30) 法人税の当期の確定税額又は連結法人税個別帰属支払額

所得金額の計算の内訳	算 算	減 算	仮 計	繰越欠損金等若しくは災害損失金額又は債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額(68)	法人税の所得金額(法人税の明細書(別表4)の(48))又は個別所得金額(法人税の明細書(別表4の2付表)の(55))	法人税の申告書の種類	この申告が中間申告の場合の計算期間	翌期の中間申告の要否	要・否	国外関連者の有無	有・無
損金の額又は個別帰属損金額に算入した所得税額及び復興特別所得税額(63)						青色・その他					
損金の額又は個別帰属損金額に算入した海外投資等損失準備金勘定への繰入額(64)											
益金の額又は個別帰属益金額に算入した海外投資等損失準備金勘定からの戻入額(65)											
外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税額(66)											
仮計(62)+(63)+(64)-(65)-(66)(67)											
繰越欠損金等若しくは災害損失金額又は債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額(68)											
法人税の所得金額(法人税の明細書(別表4)の(48))又は個別所得金額(法人税の明細書(別表4の2付表)の(55))											
法人税の申告書の種類						青色・その他					
この申告が中間申告の場合の計算期間											
翌期の中間申告の要否								要・否		有・無	

(道府県民税)

(署名押印)

(電話)